



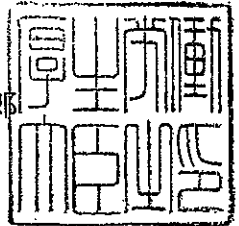
厚生労働省発職第0824004号

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

別紙「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律に基づく委託募集に関する省令の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成18年8月24日

厚生労働大臣 川崎 二郎



中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律に基づく委託募集に関する省令の一部を改正する省令案要綱（案）

第一 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律に基づく委託募集に関する省令の一部改正

一 承認組合等の申請

職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十一号）第二条の規定による改正後の中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十三条第二項の規定により承認を受けようとする同項の事業協同組合等は、その旨及び同項の基準に係る事項を記載した申請書をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経て、厚生労働大臣に提出しなければならないこととする。

二 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、平成十八年十月一日から施行すること。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。